

景観施策の具体的な取り組み案

1. 項目	2. 景観施策の考え方	3. 施策の方向性	4. 具体的な取り組み（案）	5. 関連する分野	
視点 1	<p>地域特性に応じた景観づくり</p>	<p>「都市づくりのマスタープラン」に示す4つの都市像の主な地域、「拠点駅の周辺」「低層住宅地」「駅や主要な通り近くにある住宅地周辺」「市街地されていない丘陵地とその周辺」、それぞれの特徴を活かした暮らしの実現を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市独自のきめ細かな景観誘導を図るため、建築物と屋外広告物との一体的な景観づくりが必要である。 ・みどりのある豊かな暮らしを目指すため、みどりの創出が必要である。 	<p>地域特性に応じて、土地利用に合わせた空間誘導を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系、商業系、工業系、自然系の土地利用類型ごとに空間誘導を図る ・東京都から事務の権限移譲を受け、市独自の屋外広告物条例を制定する ・景観形成誘導地区に屋外広告物の色彩や大きさ等の基準を設ける ・沿道の緑化率の向上。定性的な基準を定量的に定める 	<p>道路、都市計画、土地利用、建築</p>
	<p>多摩都市モノレール沿線の景観づくり</p>	<p>「都市づくりのマスタープラン」にて、今後のまちづくりは、多摩都市モノレールの町田方面延伸を前提として進めることとなっているが、現在の景観計画ではモノレールに関する考え方が記載されていない。「暮らしのかなめ」である多摩都市モノレール沿線における景観や車窓からの眺望に対する考え方を示す必要がある。</p>	<p>モノレール沿線の景観づくりの考え方を示す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モノレール導入空間を「景観重要公共施設」に指定し、景観計画に整備に関する事項や景観配慮事項を盛り込む ※現在の「景観重要公共施設」 <ul style="list-style-type: none"> ①薬師池公園 ②小野路宿通りの一部 ③町田駅前通りの一部 	<p>モノレール、道路、公園、都市計画、土地利用、建築</p>
	<p>新しい要素を踏まえた景観づくり</p>	<p>「第3次町田市環境マスタープラン」では、再生可能エネルギー発電設備等の普及を推進している。今後普及が見込まれるソーラーパネルや通信アンテナ等、景観への影響が大きいと考えられるため対応が必要である。</p>	<p>今後必要となる生活インフラ(工作物)への景観的な配慮を求める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーラーパネル等設置時の景観配慮事項を設定 	<p>環境、都市計画、土地利用、建築</p>
視点 2	<p>市民主体の景観づくり</p>	<p>「景観計画」に示す「市民主体の景観づくり」を実現するには、地域の魅力の向上につながる「景観づくり市民活動」の創出、継続、発展のための支援、周知が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの啓発活動を行い、「景観」を身近に感じてもらえる機会を提供する。 ・「景観」と密接な関係にある「街づくり」において市民活動を支援する「町田市住みよい街づくり条例」と連携を図り、景観と街づくりの両方の視点から効果的に市民活動を支援していく必要がある。 ・「景観」と「街づくり」を総合的に把握し調査審議できる場が必要である。 	<p>市民活動のさらなる推進に向けた仕組みを改善する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活風景宣言等の景観活動を「町田市住みよい街づくり条例」の制度で支援する。 ・「町田市景観審議会」と「町田市街づくり審査会」を統合する。 ・既存の周知啓発活動の継続するとともに、新しい周知啓発方法を導入する。 	<p>市民協働、住宅、土地利用、広報</p>
	<p>事業者との協議による景観づくり</p>	<p>「景観計画」に示す「事業者との協議による景観づくり」として、居心地よい街並み景観の形成や建築物の緑化を推進するため、景観法に基づく一定規模以上の建築物等の届出制度を効果的に運用する必要がある。</p>	<p>届出制度の実効性を高める仕組みへ改善する</p>	<p>【取組み項目】(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前相談時期を現行の着手60日前から「町田市住みよい街づくり条例」の早期周知に合わせて90日前に前倒し、景観に関する配慮事項について事業計画の構想段階から協議できるようにする。 	<p>道路、都市計画、土地利用、建築</p>
	<p>行政が先導する景観づくり</p>	<p>「景観計画」に示す「行政が先導する景観づくり」として、道路や公園、公共建築物等の公共施設整備を通じて、事業者の手本となるような、また長く市民に愛される景観づくりが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「町田市公共事業景観形成指針」に基づき、協議をするものの反映されないケースがあるため、時期や内容の見直しが必要である。 	<p>公共事業の景観協議の仕組みを改善する</p>	<p>【取組み項目】(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の景観協議開始時期を明確化するため、最も意見が反映され易い構想段階を細分化し整理を行う。 ・公共施設の景観協議内容の見直しを行う。まちづくりの視点からの景観づくりを示す。 	<p>道路、都市計画、公園、環境、子ども、土地利用、建築、モノレール</p>